

- 1 日時 令和5年5月23日（火）
午後1時30分～午後2時
- 2 場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
- 3 報告
- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出専決処理について
 - (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出専決処理について
 - (3) 引き続き農業経営を行っている旨の証明書専決処理について
 - (4) 農園用地貸付けを行った旨の証明書専決処理について
 - (5) 引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書専決処理について
 - (6) 土地現況証明願専決処理について
 - (7) 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書専決処理について
- 4 その他
- (1) 資料1 学童農園（田植え）について
- 5 出席委員
- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1 山根 建人 | 3 白井 善吾 | 4 角田 和子 |
| 6 奥 祐次 | 7 土原 広一 | 8 西 盛 |
| 9 西川 聡志 | 10 吉田 俊之 | 11 下井 繁 |
| 12 橋本 家平 | 13 安本 修 | 14 片山 謙二 |
| 15 川上 光男 | 16 島中 秀樹 | 17 田口 末次 |
| 18 村上 裕康 | 19 山本 孝雄 | 20 藤木 栄亮 |
| 21 前田 義昭 | 22 山本 元治 | (20 名) |
- 6 欠席委員 (0 名)

議長

皆様、こんにちは。

お忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。
 ございます。

ただ今から、令和5年度 第2回農業委員会を開会いたします。

開会に当たりまして、現在の出席委員は、20名で、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項の規定により、本委員会
 は、成立します。

本日の議事録署名委員を私の方から指名させていただいて御
 異議ございませんか。

一同
議長

(異議なし)

異議なしとの事でございますので、山根委員、白井委員にお
 願います。

それでは、早速、案件に進ませていただきます。

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転
 用届出専決処理についてから、報告第7号 生産緑地に係る農
 業の主たる従事者証明書専決処理についてまで事務局から報告
 願います。

事務局	(報告1を説明・・・整理番号1号 1件) (報告2を説明・・・整理番号1～3号 3件) (報告3を説明・・・整理番号1～3号 3件) (報告4を説明・・・整理番号1号 1件) (報告5を説明・・・整理番号1号 1件) (報告6を説明・・・整理番号1号 1件) (報告7を説明・・・整理番号1号 1件)
議長	現地の実態調査をしていただきました委員各位におかれましては、御苦勞様でございました。 今までの報告に関しまして、ご意見、ご質問があればお受けします。
西川委員	報告4と報告5の証明書で市民農園とありますが、報告5の特定農地貸付けの市民農園とはどのようなものですか。
事務局	報告5の引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明書につきましては、1年前の4月に市民農園として開設された農地が、その後1年経ちましたので、引き続き農園用地貸付けを行っている証明書を税務署に提出する必要がありますので、その証明書になります。認定都市農地貸付け等には、農園用地貸付けも含まれております。
議長	報告4の農園用地貸付けを行った旨の証明書につきましては、新たに市民農園を開設するため、特定農地貸付けの承認申請があり、今年3月の農業委員会で承認いただいたもので、税務署に農園用地貸付けが決定されたという証明書を提出する必要があります。証明書を交付いたしました。
議長	これまで市民農園は宅地化農地だけで、生産緑地ではできませんでしたが、法律が変わり生産緑地でも貸付けができるようになりました。
議長 一同 議長	他にご意見・ご質問はございませんか。 (質問なし) 質問がないようでございますので、次に進ませていただきます。
事務局	その他(1) 資料1 学童農園(田植え)について、事務局から説明をお願いします。
議長	資料1に基づき説明 ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。
西川委員 事務局	佐井寺小と佐竹台小の場所は前回と同じですか。 場所が変わっております。 佐井寺に区画整理が入り使えなくなりますので、位置図の6、7のとおり前回より下のところになります。
議長 一同 議長 事務局	他にご意見・ご質問はございませんか。 (質問なし) 質問がないようですので、事務局他にありませんか。 案件外案件説明

議長
一同
議長

ただ今の件に関しまして ご意見、ご質問があればお受けします。

(質問なし)

質問がないようでございますので、本日の案件は終了しました。

これをもちまして、本日の委員会は閉会いたします。

次回、令和5年度の第3回農業委員会は

令和5年6月26日 月曜日に、特別会議室で行う予定です。
開催時刻は、午後4時30分からです。

皆様お疲れ様でございました。

吹田市農業委員会会議規則第10条第2項の規定によりここに署名する。

会長

委員

委員